

災害復旧 支 援

災害により被害にあわれた方は各
見舞金の支給や貸付制度がご利用
になれる場合があります。
詳細は各問い合わせ先にご確認く
ださい。

災害弔慰金

災害で死亡したときその者の遺族に
対し支給します。

■受給遺族

配偶者、子、父母、孫、祖父母

■支給額

ア. 生計維持者の方が死亡 500万円
イ. その他の方が死亡 250万円

■必要書類

①死亡地の官公署が発行する被災証明
書（市の区域外で死亡した市民の遺族
が申請する場合）

②遺族であることを証明する書類
（市民でない遺族が申請する場合）

【問い合わせ】

社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

災害障害見舞金

災害により負傷または疾病にかか
り、治ったときに重度の障害が残った
場合に支給します。

■支給額

ア. 生計維持者の方 250万円
イ. その他の方 125万円

■必要書類

①負傷または疾病にかかった地の官公
署の発行する災害証明書（市の区域外
で障害の原因となる負傷または疾病の
状態になった市民の場合）
②障害を有することを証明する医師の
診断書

【問い合わせ】

社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

茨城県災害見舞金

東日本大震災により所有する家屋が
半壊または床上浸水の被害にあわれた
方に支給します。

■支給額

半 壊 3万円
床上浸水 2万円

■必要書類

災害証明書・預金通帳の写し

【問い合わせ】

社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

災害援護資金

一被災された方のための貸付制度です

■対象者

負傷又は住居、家財に被害を受けた方

※所得制限があります

■利 率 年3%（据置期間中は無利子）

■据置期間 3年（特別の場合5年）

■償還期間 10年（据置期間を含む）

■据置期間 年賦又は半年賦

■必要書類

医師の療養見込期間・療養概算額を記載し

た診断書（世帯主の負傷が理由である場合）

※所得に関する市町村長の証明書が必要に

なる場合があります。詳しくはお問い合わせ
ください。

【問い合わせ】社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

■貸付額

①世帯主の1カ月 以上の負傷	150万円	}	250万円	}	350万円
②家財の1/3 以上の損害	150万円				
③住居の半壊	170万円 (250)	}	(350)	}	350万円
④住居の全壊	250万円 (350)				
⑤住居の全体が 滅失または流失	350万円				

（注）被災した住居を立て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額となります。

■所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

※ただし、その世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円

生活福祉資金（緊急小口資金）貸付

■対象者 被災された世帯

■貸付限度額 原則10万円以内（条件によっては20万円以内）

■据置期間 貸付した日から1年以内

■返済期間 据置期間経過後2年以内

■貸付利子 無利子

【問い合わせ】社会福祉協議会 ☎ 0299-36-2020

市税の減免・徴収猶予 一半壊・大規模半壊・全壊の被害にあわれた方へ

減免を受ける場合は、税務課への申請が必要です。

納税通知書・災害状況のわかるもの（災証明書の写・写真等）・印かんをお持ちの上、手続きをしてください。

◇市・県民税

- 災害により死亡、または生活扶助を受けることとなった方
→全額免除
- 災害により障害者となった方→9割免除

○被災した方の所有する住宅等の損害額（保険金で補てんされる金額を除く）が、住宅の価格の10分の3以上となった場合。（ただし、合計所得金額が1,000万円を超える方は該当しません。）

損害の程度	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
合計所得金額	免除の割合	
500万円以下	2分の1	全額
500万超 750万以下	4分の1	2分の1
750万超 1,000万円以下	8分の1	4分の1

◇国民健康保険税

被災した方の所有する住宅等の損害額（保険金で補てんされる金額を除く）が、住宅の価格の10分の3以上となった場合。（ただし、合計所得金額が600万円を超える方は該当しません。）

損害の程度	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
合計所得金額	免除の割合	
300万円未満	2分の1減免	全額減免
300万円以上450万円未満	4分の1減免	2分の1減免
450万円以上600万円以下	8分の1減免	4分の1減免

◇徴収猶予

災害にあつて一時に税金を納めることができないと認められるときには、納税が猶予される制度（徴収猶予）があります。この制度は、申請によって原則1年以内の期間に限り、一定の要件のもと納税が猶予されるものです。

【問い合わせ】 減免に関すること 税務課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811
徴収猶予に関すること 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

◇固定資産税

- ①土地（農地又は宅地）
地盤の崩壊・流失・大量の流石等が流入し、相当程度の造成をしないと従来どおりに使用できなくなった場合。

損害の程度	減免の割合
被害面積が面積の10分の8以上	全部
被害面積が面積の10分の6以上10分の8未満	10分の8
被害面積が面積の10分の4以上10分の6未満	10分の6
被害面積が面積の10分の2以上10分の4未満	10分の4

- ②家屋（災害により家屋が被害を受けた場合）

損害の程度	減免の割合
全壊	全部
大規模半壊	10分の8
※程度によって減免額が異なります	10分の6
半壊	10分の4

- ③償却資産 家屋に準じます

節電にご協力ください。

茨城県・行方市では、現在、東日本大震災による被害対策に全力を尽くしているところですが、一日も早い復興に向けて、皆様にお願いがあります。

今回の震災については、私たちも多大な被害を受けておりますが、その中でも私たち一人ひとりがすぐに支援・協力できることはたくさんあります。

その一つが「節電」です。

今回の地震により、電力需給のバランスが極めて厳しい状況にあります。家庭や事業所で一人ひとりが最大限の節電の努力をすることが、安定した電力の供給と今後の復興につながります。

茨城県・行方市としても率先して一層の節電に取り組んでまいりますが、皆様におかれましては積極的に節電にご理解・ご協力をよろしく願います。

春季の電力需要パターンでは、朝・夕の2回に電力需要のピーク時があることから、その時間帯での節電対策が必要となっております。

そこで特にこれらの時間帯での電気使用を控えるなどのご協力をお願いします。